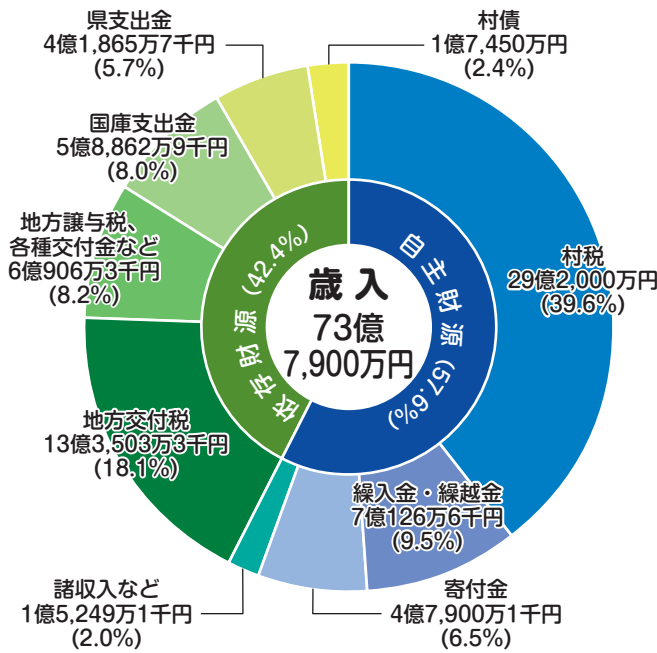


予算額73億円超

予算審査特別委員会を設置して審査を行い、全ての会計を可決しました。

令和8年度一般会計



※自主財源とは…村の権限で調達することができる収入のこと。
 ※依存財源とは…国または県が関与する収入のこと。

令和8年 第1回定例会

令和8年第1回定例会に提出された議案第27号から議案第33号までの新年度予算案について、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を行いました。その結果、令和8年度一般会計・各特別会計・各企業会計について、全て原案のとおり可決しました。

予算が増加した要因

一般会計当初予算は、道路新設改良事業費等で予算減があったが、ふるさと応援寄附金事業費や、令和10年度の開所に向けた児童厚生施設整備事業費の増等により、前年度比2億7,900万円（3.9%）増の73億7,900万円となった。

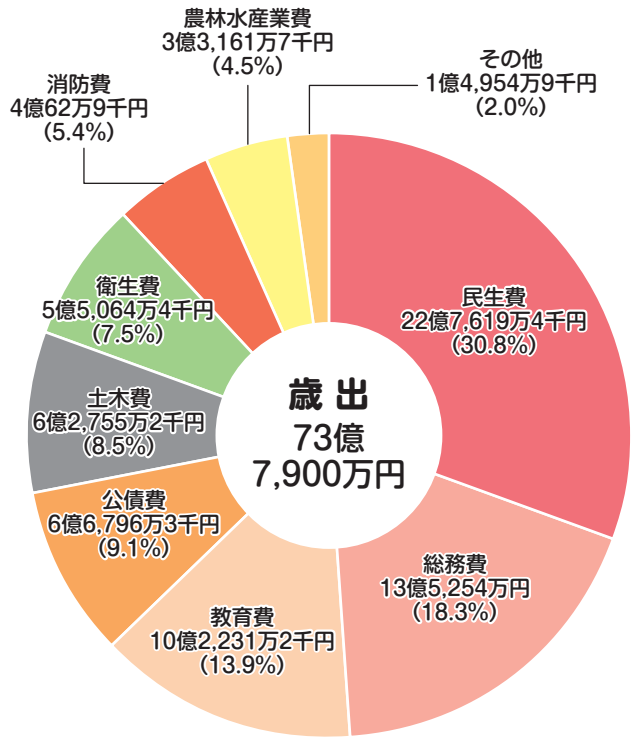


**令和8年度
 新年度予算**

令和8年度一般会計

令和8年度一般会計・各特別会計・各企業会計について、

注目の事業



※端数調整のため、
 合計が一致しない場合があります。

令和8年度特別会計・企業会計

特別会計	歳入予算額
国民健康保険特別会計	16億2,900万円
介護保険特別会計	15億5,400万円
後期高齢者医療特別会計	2億7,700万円



**令和8年第1回定例会
 予算審査委員長報告**

YouTubeにて
 予算審査報告の
 動画を公開して
 います。

企業会計		収入予算額	支出予算額
水道事業会計	収益的	5億2,015万4千円	5億9,731万8千円
	資本的	1億2,316万8千円	1億6,946万4千円
下水道事業会計	収益的	10億3,715万5千円	10億4,918万4千円
	資本的	4億7,834万1千円	8億6,384万9千円
電気事業会計	収益的	1億33万6千円	5,721万円
	資本的	0円	5,092万9千円

令和8年度新年度予算

美浦村公式ホームページにて、
 予算書を公開しています。

令和8年第1回定例会

令和8年第1回定例会は、3月9日から19日までの11日間の会期で行われました。
 今定例会では、村長から人事案件・条例改正・補正予算・新年度予算等の35議案が提出され、審議の結果、すべての議案が適任・承認・同意又は原案のとおり可決されました。
 一般質問は18日に行われ、2名の議員が村政全般にわたり質問しました。

補正予算

補正予算を可決

当初予算に組み込むことができなかったもの、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要なものについて計上しています。



審議結果報告
はこちら

会計名		補正額	予算総額
一般会計(第7号)		1,129万4千円	84億3,794万8千円
一般会計(第8号)		3億6,717万3千円	
一般会計(第9号)		3億1,371万1千円	
国民健康保険特別会計		1,451万6千円	16億2,674万7千円
介護保険特別会計		98万4千円	16億400万7千円
後期高齢者医療特別会計		1,551万3千円	2億4,915万4千円
水道事業会計	収益的収入	246万1千円	5億4,096万3千円
	収益的支出	491万3千円	5億6,862万7千円
下水道事業会計	収益的支出	1,380万2千円	9億2,955万4千円
	資本的収入	△8,844万1千円	6億3,873万円
	資本的支出	△9,530万4千円	9億6,855万2千円

主な内訳

【一般会計】

- 衆議院議員選挙費…………… 1,178万3千円
 (令和8年1月23日の衆議院解散に伴う
 第51回衆議院議員総選挙関連経費)
- ふるさと応援寄附金事業費…… 9,773万円
 (ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴う謝礼品代及び事務費)
- 食料品等物価高支援給付金給付事業費
 ……………… 1億5,252万1千円
 (村民に対する支援給付金一人当たり
 1万円)

衆議院議員選挙費

1,178万3千円



※備品購入費は補助率9分の5、その他の経費は補助率10分の10で補助金が交付されます。

人権擁護委員候補者の推薦

現任委員の任期が満了することに伴い、新たに下記の方の推薦に適任と答申しました。

● 葉梨 昭一 氏

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任

現任委員の任期が満了することに伴い、新たに下記の方の選任に同意しました。

● 平野 芳弘 氏

◆◆◆ その他議案と議案内容 ◆◆◆

区分	議案	議案内容
条例改正	美浦村犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び令和4年3月から施行されている茨城県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的に推進するため制定するもの。
	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例	学校教職員・保護者・地域住民が目標を共有し、地域と共にある学校づくりを行うための組織として、令和8年度に美浦村立学校運営協議会を設置したいと考えているので、別表の教育委員会の部中、「美浦村教育振興基本計画策定委員会」の次に「美浦村立学校における学校運営協議会」を加えるもの。
	美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	消防団員・美浦村立学校における学校運営協議会委員について、新たな報酬等を定めるため所要の改正を行うもの。 【消防団員】 消防団員の処遇改善のため、災害及び操法競技大会に関係しない訓練、機械器具の点検、啓発活動への参加者に対する報酬を新たに定めるため。 出勤報酬（訓練、点検、啓発）1日あたり2,000円 【美浦村立学校における学校運営協議会委員】 学校と保護者や地域住民等が協力して学校運営に取り組むことにより、学校との信頼関係を深め、地域一体となった特色ある学校づくりを目指すことを目的として設立する、「美浦村立学校における学校運営協議会委員」の報酬及び費用弁償を新たに定めるため。 委員長報酬 5,500円 委員報酬 5,000円



区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	<p>美浦村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和7年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されることに準じて、関係条例について所要の改正を行うもの。</p> <p>【美浦村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例】 特別職の期末手当の改定。</p> <p>【美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例】 職員の給料、通勤手当、宿日直手当、期末・勤勉手当の改定等、所要の改正。</p>
	<p>美浦村学校給食費の無償化に関する条例</p>	<p>現在、物価高騰により子育て世帯の家計負担が増大していることから、子育て世帯への経済的支援対策として児童生徒の給食費を無償化するため、新たに美浦村学校給食費の無償化に関する条例を制定するもの。</p>
	<p>美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和7年度税政改正で、特定親族特別控除が創設されたことにより政令等が改正されたため、美浦村医療福祉費支給に関する条例について所要の改正をするもの。</p>
	<p>美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国家戦略特別区域小規模保育事業を廃止し、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されることにより、国で定める基準に改正があったことから、参酌している本条例についても所要の改正を行うもの。</p>
	<p>美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国家戦略特別区域小規模保育事業を廃止し、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されること、また「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」及び「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令」が公布されたことにより、国で定める基準に改正があったことから、参酌している本条例についても所要の改正を行うもの。</p>
	<p>美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」及び「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」及び「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則」が公布されたことから、参酌している本条例についても所要の改正を行うもの。</p>

区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	令和8年4月1日より、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が実施される。この事業を実施する事業者のうち、国が定める「特定乳児等通園支援事業運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。）」に基づいて村が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、「特定乳児等通園支援事業者」として、乳児等支援給付費が給付されることとなる。このため、同法第54条の3において準用する同法第46条第2項に基づき本条例を制定するもの。
	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例	介護認定審査会の委員の定数について、昨今の高齢化により、介護認定受給者が増加しており、今後の介護認定審査会の運営を円滑に行うため委員の定数を改めるもの。令和7年度税制見直しにおける給与所得控除の最低保証額引上げの決定を受けて、令和8年度の介護保険料収入の減少を防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令420号）が公布され、税制見直し前と同様の判定とする特例が設けられたが、令和7年度に住民税非課税だった者が、令和8年度（令和7年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（収入の増加）を行う場合については、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条に定める「特別の理由」に該当するものとして、同条に基づき「当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする」という厚生労働省老健局からの通知を受けて、当該減免に対応できるように行う改正するもの。
	美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防団員数の減少により、条例定数と実団員数に乖離が生じており、消防団の運営に係る負担金には条例定数に応じたものがあることから、活動報酬の改善を含め消防団運営に係る費用の見直しを図るため、美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正するもの。
その他	村道路線の廃止について	【廃止路線】 ①村道1514号線（1路線） ②村道2180号線（1路線） 【廃止理由】 ①村道1514号線は、トレセン北門から南西に390m、美浦水処理センターまでの北に延びる延長648.6mの道路。この道路の一部が、美浦水処理センター敷地内に含まれていることから、これを修正するため、村道路線の廃止をするもの。 ②村道2180号線は、株式会社タナカ美浦工場東側、消防団車庫前から美浦小中学校裏門付近までの南に延びる延長188.5mの道路。道路改良工事により路線延長が変わったため、村道路線の廃止をするもの。



区分	議 案	議 案 内 容
その他	村道路線の廃止について	<p>【廃止路線】 ③村道 2657 号線、村道 2670 号線（2 路線）</p> <p>【廃止理由】 ③村道 2657 号線及び村道 2670 号線は、余郷入干拓内の道路で、村道 2657 路線は東に延びる延長 1407.2 m、村道 2670 号線は北に延びる延長 103.8 mの道路。この道路の一部が余郷入排水機場敷地内に含まれていることから、村道 2670 号線を廃止し、村道 2657 号線を一路線に統合するため、村道路線の廃止をするもの。</p>
	村道路線の認定について	<p>【廃止路線】 ①村道 1514 号線（1 路線） ②村道 1982 号線（1 路線） ③村道 1983 号線（1 路線） ④村道 2180 号線（1 路線） ⑤村道 2657 号線（1 路線）</p> <p>【廃止理由】 ①一旦廃止をお願いした路線について、美浦水処理センター敷地内に含まれていた道路の延長が変わったため、改めて村道路線の認定するもの。 ②村道 1982 号線は、光と風の丘公園キャンプ場南東の北に延びる延長 33.7 mの道路。この道路は個人所有の私道であったが、今般寄付を受け村の所有となったことから、新しい路線として村道路線の認定するもの。 ③村道 1983 号線は、国道 125 号バイパス清明川付近の、北西に延びる延長 90.6 mの道路。この道路は村道認定されていなかったため、新しい路線として村道路線の認定するもの。 ④一旦廃止をお願いした路線について、道路改良工事により延長が変わったため、改めて村道路線の認定するもの。 ⑤一旦廃止をお願いした路線（2657号線、2670号線について、この道路の一部と村道2670号線の一部が余郷入排水機場敷地内に含まれていたことから、村道2670号線を廃止し、村道2657号線に統合したことにより道路の延長が変わったため、改めて村道路線の認定するもの。</p>
	公の施設の指定管理者の指定について (大山湖畔公園)	<p>大山湖畔公園の指定管理者として指定している「株式会社プロジェクト茨城」を、令和8年度以降についても引き続き指定管理者として指定することを検討しており、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定について承認をお願いするもの。</p> <p>【指定管理者】株式会社 プロジェクト茨城 【指定期間】令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
	公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)	<p>地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、地域交流館みほふれ愛プラザ内にある「地域産品直売所」について、株式会社ティップスを指定管理者として指定するもの。</p> <p>【指定管理者】株式会社ティップス 【指定期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>

○令和8年第1回定例会議案・審議結果一覧

会期：令和8年3月9日～3月19日

議案番号	件名	議決結果	賛否数		議 員 名												
			賛成	反対	山崎幸子	北出攻	諸岡正明	松村広志	欠員	小泉嘉忠	塚本光司	欠員	下村宏	林昌子	小泉輝忠	沼崎光芳	
諮問1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任・答申	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案1号	専決処分承認を求めるとして(令和7年度美浦村一般会計補正予算(第7号))	承認	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案2号	専決処分承認を求めるとして(令和7年度美浦村一般会計補正予算(第8号))	承認	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案3号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案4号	村道路線の廃止について	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案5号	村道路線の認定について	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案6号	美浦村犯罪被害者等支援条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案7号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案8号	美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案9号	美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案10号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案11号	美浦村学校給食費の無償化に関する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案12号	美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案13号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案14号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案15号	美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案16号	美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案17号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案18号	美浦村消防団員の定員・任免・給与・サービス等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案19号	公の施設の指定管理者の指定について(大山湖畔公園)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案20号	公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案21号	令和7年度美浦村一般会計補正予算(第9号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案22号	令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案23号	令和7年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案24号	令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案25号	令和7年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案26号	令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案27号	令和8年度美浦村一般会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案28号	令和8年度美浦村国民健康保険特別会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案29号	令和8年度美浦村介護保険特別会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案30号	令和8年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案31号	令和8年度美浦村水道事業会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案32号	令和8年度美浦村下水道事業会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案33号	令和8年度美浦村電気事業会計予算	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
議案34号	美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	9	0		○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○

※議長(山崎議員)は、可否同数のとき以外は表決に加わりません。「○」は賛成、「×」は反対、「-」は欠席を表します。

件名	選挙日	選挙結果
江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙について	令和8年3月9日	諸岡正明

村政を問う!

～委員会審査～

第1回定例会の本委員会は、3月10・11・16日に開催し、議案の調査を行いました。執行部の説明を受け、審査の結果、全て可決すべきと決しました。

総務経済・厚生文教・予算審査特別委員会

令和8年 第1回定例会議案調査

学校運営協議会について、今までは学校評議員がいたが、今後は評議員ということではなくなるのか。

議員



学校教育課長



評議員制度から、学校運営協議会へと新たな制度となる。今までの学校評議員は学校長から教育方針や学校運営の説明を受けるだけだったが、学校運営協議会では、「地域とともにある学校」への転換に向け、協議し、意見を述べ、承認するという機能が加わる。

財産管理費の解体撤去工事で、168万3000円が具体的にどのような内容なのか。

議員



企画財政課長



旧小学校の状態の悪い遊具を撤去するための費用。安全性の確保のためにも状態の悪い危ない遊具は、子どもたちが利用しないよう撤去やテープを貼るなど対応していきたい。

特定空家対策事業費で、空家解体費等補助金が60万円となっているが、昨年度も60万円であり実績が上がっているのか聞きたい。

議員



生活安全課長



空家の解体補助は、1件当たり上限30万円を交付する。実績は令和5年度は3件、令和6年度は1件、令和7年度は本日現在で1件申請があり交付している。

令和8年 第1回定例会議案調査

防犯カメラ設置費補助金80万円となっていて、地区が主導で設置することのだが、補助金はいくら出してもらえるのか。

議員



生活安全課長



令和8年度からの新規事業で、1台当たり上限20万円で4台分の予算を計上している。

ファミリーサポート事業の報償費で予算が減っているが、制度を利用する人が減っているということかと思うが、利用が難しかったというような点はなかったか、その点を確認したい。

議員



健康増進課長



令和6年度から令和7年度の利用者の実績を見ると、約半数となっている。その要因として、出生数が減っていること、保育所の一時保育の利用が多いこと、父親の育児休業の取得が進んでいることが考えられる。

観光振興事業費で、木原城山まつり実行委員会の予算230万円が昨年より30万円増えた理由は。

議員



経済課長



テントやステージをレンタルで設置しているが、近年の物価高騰で価格が上昇していることを踏まえて、230万円で予算を計上している。